

議案第 35 号

丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部改正について
丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 2 月 17 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則(令和 2 年教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第 3 条 外国語指導助手の報酬は、来日 1 年目については <u>月額 335,000 円(年額 402 万円)</u> 、2 年目については <u>月額 345,000 円(年額 414 万円)</u> 、3 年目については <u>月額 355,000 円(年額 426 万円)</u> 、4 年目及び 5 年目については <u>月額 360,000 円(年額 432 万円)</u> とする。	(報酬の額) 第 3 条 外国語指導助手の報酬は、来日 1 年目については <u>月額 28 万円(年額 336 万円)</u> 、2 年目については <u>月額 30 万円(年額 360 万円)</u> 、3 年目については <u>月額 32 万 5 千円(年額 390 万円)</u> 、4 年目及び 5 年目については <u>月額 33 万円(年額 396 万円)</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月分以後の報酬について適用し、同年 3 月分以前の報酬については、なお従前の例による。

報酬額の変更時期の例

別紙

- ・令和6年度(2024年度)までに任用されているJETプログラム参加者(随時来日者含む)は、令和7年4月1日付けで見直し後の報酬額を適用する。
- ・令和7年度(2025年度)以降新規来日者については、任用当初から見直し後の報酬額を適用する。

